

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

11月2日 交渉（団交）報告：その1

会社：「解雇者だけを」「解雇者だけに」と繰り返し発言 組合要求の意図的な捻じ曲げは 認められない！

【JHU】会社は「被解雇者だけを原職復帰させることはできない」「被解雇者だけに解決金を支払うことはできない」と繰り返し発言している。組合要求と違うことを分かった上での発言か。

《会社》確かに要求書にはそうは書かれていない。

【JHU】では、何故この発言を度々するのか。

《会社》交渉の流れの中で、出たんだと思う。

【JHU】交渉だけでなく、6月21日の株主総会でも小枝執行役員が、「解雇された方のみを優先的に雇用するという考え方が解決になるとは考えていない」と発言している。

《会社》会社の考えを言っただけだ。問題あるのか。

【JHU】「統一要求」の第2項には特早退・希望退職者に対する要求がある。ただ、我々は組織してないから、「統一要求に準じた解決交渉」では対象としないときちんと伝えている。

《会社》要求に対する回答だから、聞き流せばよいではないか。

【JHU】要求が分かっているながら、意図的に使っているということか。

《会社》要求は、まずは自分たちを戻せということではないのか。

【JHU】違う。他の人を戻すな、他の方に金銭を払うなどという要求ではない。

《会社》会社の考えを述べるにあたりそういう言葉を使う事もある。未来永劫の約束はできない。

【JHU】では分かっているながら、組合の要求を捻じ曲げていることになるが、それで宜しいか。

《会社》宜しくない。ねじ曲げていない。

【JHU】要求を理解しているなら、その理解に基づき答弁してもらいたい。

《会社》要望として承る。

2010年度安全報告書：

人員削減は超過達成していた！

会社：人員削減目標は見込みであって確定値ではない

組合：判決では何と言っているのか

会社：判決の内容について評論するつもりはない

【JHU】前回（10/3）の交渉で、会社は、更生計画の「人員削減目標は見込みであって確定値ではない」と発言した。確かに判決には「見込みであって確定ではない」と書かれている。判決は

何故このように事実認定したのか説明できるか。

《会社》裁判の内容については、評論をするつもりはない。確定した判決そのままだ。

【JHU】評論できないのか。それともしないのか。

《会社》判決が全てだ。

【JHU】判決では、会社が2010年6月7日に説明した削減目標数は、訓練生が地上職に職変したことと、4月28日に計画した下期の運航計画が、8月20日に変更されているから、6月7日に説明した「削減目標は確定値ではない」と認定している。

《会社》判決が全てだ。オーバーライドして言うこ

とはない。

【JHU】削減目標に係る判決内容はこれが全てだ。
《会社》いくら質問されてもこの件の答えは同じだ。
これは判決で有効だと決まった後の話をするための交渉だと思っている。

【JHU】この交渉は、昨年「2010年度JALグループの安全報告書」が出てきて、削減目標を超過達成していた事実が明らかになった後の交渉だ。

下期の修正運航計画(2010.8.20)は

これが判決!

減便・増便 ±0

人員削減目標は変わっていない!

【JHU】2010年8月20日に下期の運航計画がどの様に変更されたか説明できるか。これも判決に書いてある。

《会社》判決に書かれていることをお伝えするつもりはない。

【JHU】国際線は1路線/週1往復の減便、1路線/週1便の増便で便数は±0。国内線は、10路線/17便減、14路線/17便増で便数は±0だ。運航計画の便数は4月28日の計画から変わっていない。

更に、2010年11月12日の国土交通委員会で、企業再生支援機構の河本参考人が最終的な人員削減目標について、「JALグループ連結で運航乗務員約900人、客室乗務員約2,700人」と証言している。2010年6月7日に説明した削減目標(注:運航乗務員844名、客室乗務員2,718

名)と変わっていない。2011年3月31日時点の人員配置数は、更生計画の目標を運航乗務員は269名、客室乗務員は466名超過達成しており、2010年12月31日に165名を解雇する必要は全くなかった。判決後の状況として、2010年度JALグループ安全報告書により、このことが明らかになったということだ。

《会社》・・・(沈黙)。

【JHU】安全報告書の中身が違わないことは確認している。異論ないな。

《会社》そこは確認している。

【JHU】会社は、165名を人員削減目標に達していないという理由で解雇した。間違いないな。

《会社》・・・(沈黙)。もう判決に書いてあるので、その後のことを話しませんか。

【JHU】今、判決の後の話をしている。

会社は管財人による不当労働行為を「解雇回避努力」というつもりか?!

【JHU】前々回(7/26)の交渉で「会社は人員削減をすればするほどいいという立場だったのか」との質問に、会社は「削減目標に基づいて削減した」と明言した。

《会社》少しでも多く削減しようという考えはない。それ以前に4要件の回避努力をやった上で、有効だと認められている。

【JHU】回避努力と言うが、行政訴訟では管財人の行為が不当労働行為として断罪された。

《会社》行政訴訟も含めて判決がでている。

【JHU】そこは地位確認訴訟の後に否定された。2つの裁判をレビューすれば、会社は4要件を満たしたなどと言える立場にない。何を言ってるのか。